

1 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第29号 損害賠償の額を定め、和解を行うことについて

説 明：西村病院局管理部長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

病院の責任とは言えないというのは、もう一遍通して言ってもらいたいんですけど、いつ事故が起こって、とは言えないというふうなのをこちらに出されたのは、日数的にはどのぐらいの時間がかかっているんですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

11月16日に死亡をされておりますけれども、その後すぐ院内のほうで委員会のほうを立ち上げております。

それによりまして、結論が出たのが12月16日、約1カ月後に委員会を開いて、そのときに外部からの委員の方も来ていただいて、総合的に調査、分析を行いまして、そういう結論を導き出してしております。

正式には、翌年の1月13日に調査報告書というところで、そういう結論をまとめて報告書を作成しております。

以上でございます。

○土橋委員

11月16日に亡くなられて、委員会を立ち上げられたのはいつと言われましたか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

1回目の委員会を立ち上げたのが11月17日、翌日でございます。

○土橋委員

それで、結論までの12月16日までの間に何回ぐらいの、その委員会を行われたんですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

11月17日が1回目、2回目が12月1日、3回目が12月10日、4回目が12月16日の外部からの委員を招いての委員会でございます。

以上です。

○土橋委員

例えば、「とは言えない」というような結論を出されて、通常、ああそうですかって言ったら、もうそれでおしまいですよ。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

遺族の方に説明を行っておりますけれども、そのときに御了承いただければ、それで終了と考えられます。

○土橋委員

なぜというような言い方は、あなた方も困るだろうけれども、亡くなられて遺族の方に説明をしたのが先なのか、遺族のほうの問題提起をされたのが先なのか、その辺はどうなんですかね。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

遺族の方には、平成28年3月に事故報告書の説明会を開いて説明をしております。そのときに御納得がいただけなかったというところで、その後、遺族の方が医療事故調査・支援センターのほうに、再調査のほうを要請されたという経過でございます。

○土橋委員

普通、そういうような事故が起きた場合において、病院のほうからセンターのほうにというようなのではないわけですか。親族のほうから、親族がセンターというのがあるというような認識を持っていないとわからないと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えられますか。

病院はもう責任とは言えないよと、必ずしも言えないよと言って、それで押し通すと言うか、言葉はちょっと適切かどうかわかりませんが、押し通す、でも親族のほう、いやいやセンターというのもあるじゃないかというようなお話が出るということは、親族が納得しない場合には病院としてセンターのほうにお願いをするというようなのはなかったわけですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

この医療事故調査制度というものが平成27年10月に施行されております。その中で医療事故調査・支援センターという第三者機関を設けて再調査ができますよという仕組みができたんですけども、その医療事故支援センターで再調査を依頼する方法と言いますか、再調査を要請される方は患者側、遺族の方と、もう一つは医療機関、病院のほうも再調査のほうは要請はできます。

今回の場合、大和総合病院はこの医療事故調査制度に則って、医療事故調査・支援センターのほうに、これは報告すべき事例であるというところで、最初の当院が作成しました医療事故報告書を提出しております。提出しているというところで、遺族の方が再調査を要請されたときに再調査のほうができたという流れになっております。

○土橋委員

私が聞きたいのは、病院のほうに先に再調査制度のほうにお願いをしたのか、患者の家族から先にそういう話が出たのかというのが聞きたいんです。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

遺族のほうから先に再調査の要請をされております。

○桑田病院事業管理者

この場合、できてすぐなので、そういう医療事故が起きた場合に報告をするということがあるんですね、先ほど言いましたけど、それに該当すると考えるので、病院のほうからセンターには報告をしております。

自分のところの委員会でこういう結論が出たということは、それもセンターのほうには報告はしております。こちらのほうからセンターのほうに情報を流して、病院のほうからちゃんとしっかりそういうことがあったということは出しています。

その場合にその制度として、患者さんの遺族の人、家族の人がセンターのほうに直接言うという方法もあるということは、確かそれは病院のほうからそういう話をしたんだと思うんですけど、本来、こちらから報告しました、ただ、それでもやっぱり患者さんのほうの家族からのほうで、そちらのほうでもう1回調査してくださいという道もあるので、そのほうも今回取られたと思います。

私たちのほうは報告しましたが、直接は関係はないというふうな結論を出したもので、それでまた再調査をお願いするということは、私たちのほうからは出していないです。患者さんの御家族のほうにそれを希望されたという状態だと思います。

○土橋委員

わかったような、ちょっと理解ができなかった。報告は病院のほうからですね。報告はしたのか。

○桑田病院事業管理者

報告はありました。

○土橋委員

報告はしたと、それはあくまでも報告をしたのであって、患者のほうの遺族は、これをセンターのほうにかけてくれと、もうはっきりさせてくれと、だから、病院が先に報告とともに調査してくれというようなことを言われているんだとしたら、なにかわかるんですけども、遺族がどうも、今までの話だと遺族の方のほうがこの医療問題に詳しいような気がするんですがね、その辺はどうなんですか。

○桑田病院事業管理者

医療事故センターは再調査をする機関になるんですね、このセンターというのはいろ

んな医療事故があったときに、それを分析しようというところなんです。それができたのがちょうど27年でした。

その場合に各病院に言うのが、医療事故があった場合は報告しなさいというのがまずあるんですね。その場合に各病院で独自の調査委員会を開いて、ちゃんとそれを検討しなさいというのがあるんですね。

それから、私たち自体は病院の中でそれがどうかということ、外部委員を含めてそれを検討しました。同時に、こういうことがありましたということ、報告していると、私たち病院としてはこういう調査をやりましたけれども、これは確かに誤投薬ということは医療事故なんですけれども、それによって患者さんが直接死亡したわけではないという結論があったので、その話を患者さんの御家族にさせていただきました。

ただ、その制度ができたときに、今度は患者さん、もしくは患者さんの遺族の方がセンターのほうに、これをそちらのほうでもう1回やってくれませんかということは、その時代にそういうのができているんですね。だから、それを患者さんの御家族がセンターにお話して調査しましたということなんです。

その制度のことに関しては恐らくこういうことで、報告したということに関してはちょっと病院が言ったかどうかは知らないんですけど、そういう制度の中身を遺族の方は知っておられたんだろうと思います。

ただ、こちらから調査してくれということ、センターに頼むことは、自分たちのところでやって直接関係があるとは言えないと言ったら、それに対してもう1回再調査をするということをお願いすることはないです。

○土橋委員

裁判というようなのを普通やるじゃないですか。普通かどうかはわかりませんが、裁判という話は全然出てこないんですけど、それはなぜですか。普通、裁判で、じゃあ、あなたが払いなさいよというようなのが出るのだろうと思うけども、そこまではいかなかったということですか。

○西村病院局管理部長

遺族の方から、病院のほうで誤投薬と死因について因果関係はないというふうな説明はいたしましたけれども、ただ、それについては当然納得はされなかったわけでございます。

ただ、誤薬になった原因または死因等については、遺族の方もやはり問題視されて調査センターのほうにお願いをしたわけですが、その際も看護師に対して我々は責任を追求しているのではないですよと、いわゆる、その誤薬が起きた背景と言いますか、病院側のほうの体制的にものに問題があったのだろうと、それについては十分追求させていただくというふうなお話がございました。

また、逆に遺族の方から事故を起こされた看護師さんについては、大変精神的な負担もあるだろうから、その辺については病院のほうで十分アフターケアをよろしくというふうなお話もございました。ですから、遺族の方としては、こういったものを刑事事件

として追求しようというような考えはなかったというふうに思っております。

○土橋委員

参考のために教えていただきたいんですが、こういう医療事故みたいなのが起こると、さっき言われた、責任が医師にあるとか看護師にあるとかという論法になるわけですか。それとも病院ということになるんですか。

○西村病院局管理部長

あくまで我々は、このたびの件につきましては病院にあるというふうに考えております。

○土橋委員

だから真実はそうでしょ。まあそれは私も素人ですからよくわからないので。それと、変な話ですけど2,000万円からのという何か根拠みたいなものは、計算式みたいなものはあるんですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

これは弁護士さん同士で交渉をされて決まったものでありますけれども、慰謝料なり逸失利益なりを積算されて確定したものと聞いております。

○土橋委員

それ以上の私も能力がないものですから、これで終わります。

○河村委員

外部委員を招集しということですが、どういう立場の方で何人出られたのかお聞きできますか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

山口県の医師会のほうに委員さんの派遣のほうをお願いしております。医師が3名、それから看護師が1名、それから医師会の事務の方が1名でございます。

○河村委員

本会議のときに再発事故防止ということでちょっとお聞きをしたので、ある程度は理解をしたんですが、新しい病院を光病院のほうも建てられて、最近テレビを見ていると、患者にもそれから薬なんかにも、皆さんコードを打って何かピッピッとやるようなもので確認事項をされているケースをよく見るんですが、そういうものを今回は適用されたんじゃないんですか。機械は。再発防止のですね。

○西村病院局管理部長

このたび三点認証システムは大和総合病院で構築をされたものです。光病院においては、先ほど言いましたように大和病院で自主的に独自に構築されたものでございます、そういったものについては光病院のほうには導入はしていません。ただ、点滴とかそういったものについては、そういった認証はあるというふうには聞いております。

○河村委員

人間のやることですから、結構、間違えるということはついて回るんじゃないですか、間違えないようにしようと思ってもそういうことが起きるので、そういう、要は新しい病院をつかって、安心安全という、その信頼についても、そういったものがやっぱり必要だと思うので、ちょっと残念かなと、お金をかけたときに、ついでにもうこれ以上ないぐらいの安心安全ないろんな制度をつくらせていただくと、患者にも安心感を与えられると思いますので、普段の対応からそういうことはされているとは思いますが、ぜひもう一度勉強していただいて、十分尽くしていただいたらと思います。終わります。

○森戸委員

聞きましたが確認をさせていただきたいんですけど、56ページのところで外部委員を招集し医療事故調査委員会を開催したと、さっき土橋委員のときの答弁とのちょっと整合をお尋ねするんですが、4回、調査委員会を開かれたということなんですが、当初は病院の中でまず開かれて、その後、外部委員さんをお呼んだのか。その辺ちょっとどうなんでしょうかね。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

当初は院内での委員会を3回ほど開いておまして、4回目に外部からの委員も交えて行っております。

○森戸委員

先ほど河村委員が言われたのは、外部委員の構成だったと思うんですが、院内の構成はどのようになっていますか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

院内では、医療安全管理委員会というものが毎月開催をされております。その委員と、あとはこの事故の担当の医師、主治医、それから病棟の師長、看護副部長が出席をしております。

○森戸委員

だから、医療安全委員さんとか言われましたよね、含めて何人ぐらいで、その医療安全委員さんは何人だったかとか、その辺もちょっと。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

委員が7名、それから委員外の出席者が3名となります。

○森戸委員

毎月開かれていると言われたんですが、今回のケースは別として、毎月どのようなことをされているんですか。起こった事象に関して報告し合うとか、共通の認識を図るとか、その辺のところはどうですかね。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

医療安全に関することを協議しておりますけれども、毎月、ヒヤリハット報告というものを各部門から挙げてもらっております。ひやっとしたとか、はっとしたようなものについて事例を挙げて、その中で気をつけていこうなりの、そういう協議を行っている、そういう委員会でございます。

○森戸委員

では、再発防止策に関してもそこから出てきたのか、もしくはここを通じて広められたのか、そういう流れですかね。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

そういう流れになります。

○森戸委員

それと（4）の支援センターに関して、例えば、遺族が依頼をされたと思うんで、それに関して金銭的なものは発生するんですか。それをちょっと確認。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

発生しません。

○森戸委員

では病院局が出されても同様な形だということによろしいですかね。お尋ねしたら、ですかね。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

済みません、訂正します。私どものほうから要請はしておりませんので、費用が発生しているかどうかというのは、済みません、把握しておりません。

○森戸委員

いや、患者側からは発生しないんですよ、患者じゃなくて遺族のほうは。この調査を求められて2年半にわたって調査、分析がされたということに関してお金がかかるのか、かからないのか。それと病院が、さっきこちらに何か言われたというふうに言われ

ませんでしたか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

遺族の方が要請をされてこの再調査が始まっておりますので、その調査の費用があるかないかに関しましては、はっきり正答が申し上げられないんですけど。

○森戸委員

では、病院は依頼したんじゃないじゃなくて報告しただけなんですかね。その確認だけ。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

報告しただけになります。

○森戸委員

ただ病院側としては医療事故調査委員会、院内と外部調査をした結果、さらにセカンドオピニオンのこの事故に関しては、特段、依頼はしていないということなんですねということで確認です。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

そうです。

○森戸委員

はい、わかりました。

○土橋委員

おかしいじゃないか。私が尋ねたときには、報告だけですかと言ったら、いや、その報告と同時ではないけれども、調査してくれみたいなのは病院からも言ったと言ったよね。

○桑田病院事業管理者

調査の報告はいたしましたけれども、調査をしてくれということは言っていません。つまり、このセンター自体は再調査をするというのが主なことではなくて、そういう事例があった場合はここに報告しなさいという場所なんですね。

○土橋委員

だから私が聞いたかったのは、さっきも言ったように遺族の人ほうがそういう制度に詳しくあったのかなと、だって遺族の人が再調査してくれと言わなければ何もなかったんですよ。

○桑田病院事業管理者

この制度ができたときに、そういう遺族の方が納得できなかった場合はセンターに調査を依頼することができるという名目があります。それを非常に私も、そのときにできたものですので、患者さんの遺族の方が御存じだというのは、そういう意味では情報をしっかり掴んでいる方だと思います。

こちらのほうからセンターのほうに調査を依頼するということは、院内のほうで特に問題ないとしたら、それはないです。

○田中委員

済みません、再発防止のための改善策等をしていただいたり、患者に信頼されるためとして、市民に対して心配をおかけしましたというような声もあったんですが、私たちも結局お金が動いていないから議会ですぐ気づかなくて、今4年過ぎて報告を受けているんですが、その中で、条例の中で700万円を超えるという部分で議決がいるからということで見ているんですが、ちなみに和解の中で、例えば10万円だったときにはどうなるのかとか、ゼロ円で和解したりというのは報告というのは上がるんですか。

○西村病院局管理部長

この条例では700万円以上ということになっておりますので、700万円以下のものは議会にかけるということとはございません。

○田中委員

そしたら、私たちも知ることなく、また市民も知ることなく過ぎていくことになるんじゃないのかなと思うんですが、今回は起こった医療事故として残るというわけですが、こういった事故履歴というものはどこかに残っているものなんですか。病院としてホームページとか、市民が知るという意味で。

○西村病院局管理部長

議会のほうにおかけしておりますので、もちろん議事録等にちゃんとしっかり載るといふふうに理解しております。

○田中委員

そしたら、ちょっと聞いてみるんですが、公立病院等で医療事故の公開基準というものを設けて、事故が起きた時点で公開して取り組んでいるところもあるかと思うんですが、そのあたりについて光市での考え方をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○西村病院局管理部長

現時点では、病院局においてそういった公開する基準、規定等をつくっておりません。

○田中委員

それは今回を受けて今後の考え方、先ほどおっしゃったように700万円以下の場合に

は、私たちとしても知ることができないようなお話を聞かせていただいたんですけど、そのあたりで市民にも安心していただいて、患者にも信頼される病院を目指す中で、何か考えているのかをお聞かせください。

○桑田病院事業管理者

先ほど医療安全の委員会で、メンバーですけど、当然そういうインシデント、アクシデントは必ず報告するようにはしていただきますけれども、では、それに対して毎回毎回上がってくるものに対して、病院の中で今度はないようにということでそういう努力をしていることは確かです。それを、どこまでのことを患者さんとか、あるいは市民の方に知らせるかということになります。

だから、私の考えでは病院内でそういうことを毎回毎回、毎月ですけど、検討しながらやっていって医療を見ていってということをやっているんですけど、どの事故をどこまで皆さんに公表するかということになってくると思うんですね。公表することによって、かえって不安を抱かれる方も多んじゃないかと思うので、ですから、その辺の基準をどこまでやるかということに関しては、ちょっと今のところ決めかねるところです。

ただ、こういうふうに非常に重大なことの場合は、その辺のことを、じゃあどういう時期にどういう方法でやっていくかという、それまた難しいこともありますので、現時点ではなかなかちょっと難しいような状況です。

○田中委員

そのための、他市にも事例等も出ていますので、その辺を参考にちょっと今回の件を生かしてぜひ御検討いただけたらと思います。先ほどもありましたが、和解してもしゼロ円になったりとか、医療事故としてはあるんだけど、どこにも表に出てこないというようなことが出たら、こういったものは市民のほうからそういうものがあつたんじゃないのかというふうなうわさが立って、後に悪い影響が出てしまったりもしますので、ぜひその辺はお願いしておきたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第28号 令和元年度光市病院事業会計補正予算（第1号）

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第23号 令和元年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑：

○河村委員

25ページ、老人福祉費のところ、敬老事業というのがあります。敬老行事委託の27万7,000円、長寿者祝い品支給事務委託料29万円。もうちょっと詳しくお話をいただいでいいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

敬老行事委託料と長寿者祝い品支給事務委託料についてのお尋ねでございます。

敬老行事の委託料につきましては、予算作成時点と契約、委託をしますそちらの時点での高齢者の人数が少なくなっておりまして、予算時点では1万4,764人であったものが、契約の際には1万4,337人に減少しております。

それから、長寿者祝い品につきましては、それぞれ88歳と100歳、101歳の方に祝い品等を支給しますが、予算時点と契約時点で88歳の方が299人から281人、100歳の方が29人から24人、101歳以上の方が48人から37人へと減少したことに伴い、それぞれ27万7,000円、29万円減額するものでございます。

○河村委員

敬老行事の委託料なんですが、70歳以上について650円という認識を持っておりましたが、それでよかったですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

お見込みのとおりでございます。

○河村委員

私がおる地域とそうでない地域で、要は支給についての差があるというふうなことがあるんですが、それはどういう、その影響というか。例えば、650円というのがお金で支給されますが、その用途については領収をもってそれを充てているのか、何か物を差し上げるに当たっての受託といいますか、その辺について何か教えてもらっていいですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

委託事業ですので、実施した内容については全て報告をいただいております。

当然、報告書を上げていただきますし、それには領収書等のコピー等も添付していただいているという状況でございます。

○河村委員

私のところは、物品でそのままお渡しをしておりますが、地域によっては敬老行事等でそのものを賄ったとか、そんな話を聞くんですが、その報告と使途の中身についてどうなんですか。地域間でばらばらといますか、ばらつきがあるんですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

それぞれの地域によって、さまざまな、必ず敬老行事に使っていただく、敬老の取り組みに使っていただくということを前提に、ただし、その使途については特段の縛りを設けておりませんので、記念品に使われたりとか、食事代も構いませんし、お茶とかも大丈夫ですし、準備のための経費であったりとか、送迎のためのバスであったりとかというようなものも報告の中には上がってきております。

○河村委員

税金の使途ということになりますので、例えば敬老会に出席ということになりますと、大体対象者の1割程度の参加しかないんです。その程度の参加だけでこの、要は対象した650円が消えていくのかどうかというのがすごい気になるところなんですけど、予算のときでもありませんのでこの辺にしておきますけど、税金の使い道としては、人からいろいろ言われまいということには十分気をつけて出していただきたらと思います。

以上でございます。

○森戸委員

29ページの生活困窮者自立支援事業の減額についてなんですが、事業内容の精査と言われたんですが、どう精査をされたのかということと、当初これ、予算計上がどのぐらいありましたか。その2点をお願いします。

○山根福祉総務課長

当初が958万7,000円でした。

事業内容の精査というところがございますが、大きな要素は人件費の部分でございます。相談員の雇用の開始が少し遅れた部分がございますして、その部分の人件費のところ減額となっております。

○森戸委員

相談員の雇用が早くできなかったことによって、相談する数が減ったりとか、そういう何か相談への影響というものはあったんですか。

○山根福祉総務課長

当初、4月頭から雇用したいと考えて準備をしておりましたが、これが5月にずれ込みました。その部分で多少影響があるかもしれませんが、相談員が他にもおりますので相談件数とすればそう影響はないものと考えております。

○森戸委員

了解しました。そこに影響があったかなかったかどうかを確認したかっただけです。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第26号 令和元年度光市介護保険特別会計補正予算（第5号）

説 明：松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第23号 令和元年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑：

○森戸委員

31ページの汚水処理共同化事業について、入札減ということはわかったんですが、これ自体は今、どんな感じになっているんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

今、御質問いただきました汚水処理共同化事業の進捗状況で申しますと、令和元年度の事業として今年度中に汚水処理共同化に係る調査検討を行い、し尿や浄化槽汚泥を下水道で共同処理する汚水処理共同化の方針を示す計画を取りまとめているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

現在進行中ですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

そうでございます。

○森戸委員

いつぐらいに成果物として出てくるんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

今年度中に取りまとめることとしておりますので、成果物としては今年度中以降ということになります。

○森戸委員

今年度中以降……、よくわかりませんが、今年度なのか以降なのか、その辺いかがですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

今年度中でございます。

○森戸委員

その辺、委員会に対してはどのようなふうな形で、何かあるんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

報告をしていきたいと考えております。

○森戸委員

いつ。

○山本下水道課下水道技術担当課長

具体的な時期まではちょっとお示しできませんが、報告はしていきたいと考えています。

○森戸委員

了解しました。よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第25号 令和元年度光市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

説 明：中本下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第23号 令和元年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑：

○森戸委員

33ページの森林環境譲与税関連事業なんですが、基金を積んだということは新年度予算を見ても特にないので、所有者名の調査はもうやらないということなんですか。

○西村農林水産課長

森林所有者への受け渡し資料送付に先立って、登記簿等をもとに、森林所有者の調査を実施していましたが、相続登記が未完了なものなど、登記情報が古い森林が大半を占めておりまして、膨大な調査期間を有する状況となっております。

今、状況としてなかなか進まないのではありますが、令和2年度、引き続きまして所有者調査を進めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。それと、その下の小規模治山なんですが、30年度災害に関してはもうほぼ完了したと捉えていいんですか。

○西村農林水産課長

小規模治山事業については、全部で17カ所あったんですが、この3月末で全て完了する見込みとなっております。

○森戸委員

それは大変お疲れさまでした。

それと最後、プレミアムについてはここでしか聞けないのかなと思うので、事業報告といえますか、これ減額がありますから、これを実施したことによってどうだったかといえますか、低所得者の方の対策と子育て支援の対策と、それを含めてどういうふうに考えておられるのか。ここまで利用されなかったことに関しては、何が原因だったのか。その辺は、こう何か総括されていらっしゃるのですか。現状の報告の辺からお願いできたらと思います。

○讚井商工観光課長

プレミアム付き商品券のお尋ねですが、今年度、委員おっしゃられた市民税非課税者

と子育て世帯を対象に、この事業を開始したわけでございます。当初予算では、想定される全ての方が購入されるということを前提に予算計画をしたところです。

具体的には、非課税者と子育て世帯を合わせ8,400人を見込んでおりました。結果、決算見込みでは現在5,900人を見込み、経費としては5,900人分を確保してそれ以外を減額補正をさせていただいたところです。

実際は、使用期間が3月1日までとなっておりますので、決算は異なってくると思いますが、今現在5,900人が決算見込みということですが、

次に申請率です。非課税世帯は、まず申請をしていたという行程があるわけなんですけど、申請につきましては、本市におきましては当初11月29日までとしておったんですが、申請率が状況的に低いということで、1月末までの申請の期間の延長をしました。申請率のほうは、結果申請率48.8%、申請者数が3,840人という結果になっております。

現在、申請が終わって販売をしているところなんですけど、販売が2月の28日まで、使用期限が3月の1日までとなっております。

本事業の効果でありますけども、経済効果ということで今回の商品券2万5,000円の額面で5,000円分がプレミアム分ということになりまして、この5,000円分が経済効果ということになるかとは思いますが、経済効果につきましては、当初予算上8,400人を考えていた場合は4,200万円の経済効果という想定があったんですけども、今5,900人を決算見込みとしている中で、プレミアム分2,950万円を経済効果と考えているところです。

申請率等がここまで低かった原因としましては、やはり前回の臨時福祉給付金とか、その前に行われたプレミアム商品券とは違って、手続きが申請をしていただいて購入の引換券を持って買いにきていただかなきゃいけないということで、煩雑になるということと、やはり商品券を買っていただかなければならないということが対象者の方に負担になったのではないかなというふうに考えております。

また、現在国のほうが対象者にアンケート調査を行う予定としておりますので、そこら辺で光市内もそうなんですけど全国的な動向も傾向として出てくるものというふうに考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○森戸委員

アンケート調査等、終わりましたらまた御報告していただけたらと思います。

以上です。

○河村委員

33ページの海岸保全整備事業のところ、毎年何かこんなことを繰り返しているような気がするんですけど、実際のところのといいますか、今回一体幾らつかったのか。用地購入の、あれは補償金ということもありますから、相手がある話なので、どういうふうにしょってんかの。例えば、可能性があれば収支見込みを立てるわけですから、そんな話も全然ないままに毎年毎年この予算を上げちゃあ繰り返すということを繰り返す

ておられる。ちょっと実態を教えてくださいいいですか。

○西村農林水産課長

光漁港海岸保全施設整備事業の、今の現実的な実態というところで、今年度につきましては予算要望に対して3,000万円という事業費がついております。それで、予算時に計画しておりました計画から、3,000万円で実施可能な事業量に変更いたしまして、それを今年度実施しているというところでございます。

以上でございます。

○河村委員

例えば、その3,000万円を実施したところで相手があるという話をしたので、その相手というのは上がっているだけで、当初から見込みが立たんからその気がないのかという話をしたと思いますが、その辺はどうですか。

○西村農林水産課長

用地交渉相手に対する見込みというところでのお尋ねと思いますが、見込みのあるものもありますし、ちょっと難しいところもあります。

予算が去年は3,000万円ということだったんですけど、毎年5,000万円か6,000万円がついておりまして、この中で事業取得が行える範囲で交渉者を決めまして折衝を行っておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

海岸の高潮対策について前にやったいね。見直しをしたらどうかというような話もあったと思うんですが、その辺のところについての話の進捗みたいなものがあるんですか。それとも、当初計画どおり実行しようというふうなことなのか。その辺ちょっと答えてもらっていいですか。

○西村農林水産課長

光漁港海岸保全施設整備事業の計画についてのお尋ねなんですが、当初決定いたしました戸仲の突堤と高潮堤防800mの整備、そして養浜投入、この事業計画については変更ございません。

以上でございます。

○河村委員

これは、高潮対策の堤防というか、あの計画もあったんじゃないんですか。松原のほうの例の高潮対策の擁壁はこれじゃないの。

○西村農林水産課長

高潮対策の堤防を800m行うというところと、戸仲の突堤の整備と、あと養浜計画、これがセットで高潮堤防対策とあって、その事業計画は変わっておりません。
以上でございます。

○河村委員

その見直しをしたらどうかとかいうような話もあったと思うんですが、それについての検討は何も、当初予定どおりやるという。というのは、あそこの海浜層の周辺の工事は一部着工したじゃないですか。結構、生活するのに圧迫感があったりというようなのはなかったんですか。そういう住民側からの苦情みたいなものは全然なかったということですか。

○西村農林水産課長

確かに、ボートハウスのあたりとか、2.5mとかなり高い高さとなっておりますが、これも、過去の台風とかそういうものを想定して、必要な高さで計画しております。場所によっては高いところもありますが、市民の安全を守るという観点から、この計画案はこの内容のまま進めていくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

だとするならば、きちっと予定どおり実施をする必要があると思うわけですが、実施できない何か国側のほうの理由があるんですか。単にお金がないから、事業費を上げないということなのか。その問題点。

○西村農林水産課長

私の把握している範囲で言えば、交付金の配分が、光市に対して現状交付されているものとなっているということしかわかりません。

以上でございます。

○河村委員

通常、その価格交渉とか土地購入というのは、事業費というか補助がつかない。これはつく。

○西村農林水産課長

用地補償も建物補償も補助対象となっております。

○河村委員

それなら、ぜひ早めにやっていただけたらと思います。

それから、その上の土地改良事業補助金の減額なんですけど、もうちょっと詳しくお話いただいてもいいですか。

○西村農林水産課長

土地改良補助金の減額についてのお尋ねですが、これは大和土地改良区、千田郷土地改良区、この2つの土地改良区が長寿命化計画、いわゆる双方の土地改良区が保有する農業用施設の長寿命化を図る計画を国の補助事業を使って計画策定をし、工事を実施するという事業でございます。

これは、実施主体は土地改良区となっております、その土地改良区のほうで予算取りをして入札等を行った結果、申請額が当初の要望額よりも少なかったということで、不用額となった金額について今回補正を行うものでございます。

以上でございます。

○河村委員

もう、当初予算で申請したところで、余分に計上してしまったという解釈でよいですか。

ありがとうございます。終わります。

○森戸委員

5ページの繰越明許のところ、虹川農道の復旧ののり面の部分なんですけど、これ資材が上がったのでできなかったというふうに言われたと思う。もう1回、ちょっとこの辺のところを。

○西村農林水産課長

これは、現在、平成30年災害が復旧のピークを迎えておりまして、例えば河川整備であれば大量のブロック擁壁を受注して生産していかなければならない。今回、虹川農道法面の復旧に当たっては大型のブロックを使用するというので、業者の方は当たっておるんですが、4月以降じゃないと受注できないため、繰り越しするしか方法がないというものです。

○森戸委員

やっぱり、それが確保でき次第ということなんでしょうけど、災害発生からすると3年という流れになるんですけど、可能性としては次年度中ぐらいにはできるんですか。

○西村農林水産課長

今、見込みで言えば、3月いっぱいではほぼほかの工事も終わるようで、その後、また、生産が可能になるというお話を聞いておりますので、4月以降の工事は可能かと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。よろしく申し上げます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第23号 令和元年度光市一般会計補正予算（第5号）〔所管分〕

説 明：酒向道路河川課長 ～別紙

質 疑：

○森戸委員

94ページの県営事業の負担金調書で県道光井島田線の1,100万円があるんですが、これで今回どれぐらいの距離が進んで、あとどのぐらい残っているんですか。

○芳岡監理課長

現在、拡幅工事が行われましておりますが、現時点での進捗状況などは把握しておりませんので、また改めて県に確認してまいります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」